

発行者の決定事項等に関する通知要領

【振替投資信託受益権（ETF）の発行者】

2015年1月

株式会社証券保管振替機構

目次

第1 総説

1. 本通知要領について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 通知方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 通知すべき時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 通知の変更・訂正・取消し・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. Target 保振サイトによる通知の責任・・・・・・・・ 3
6. 障害発生時の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 振替投資信託受益権（ETF）の発行者の通知事項

1. 振替投資信託受益権（ETF）の発行・・・・・・・・ 3
2. 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡・・ 4
3. 振替投資信託受益権（ETF）の併合・・・・・・・・ 4
4. 振替投資信託受益権（ETF）の分割・・・・・・・・ 4
5. 信託の併合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 投資信託約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
7. 振替投資信託受益権（ETF）に係る議決権を
行使することができる受益者を確定させるための日の設定・・・・・・・・ 5
8. 届出事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名
 - (2) 計算期間終了日
 - (3) 受託会社
 - (4) 受益者名簿管理人
 - (5) 売買単位
 - (6) 販売会社
 - (7) 情報取扱責任者【部署及び連絡先の変更を含む。】
 - (8) 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止
 - (9) ゆうちょ銀行の口座に係る振込指定の可否
 - (10) 調整投資信託受益権口数（発行者分端数）の記録先口座
 - (11) その他
9. 償還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
10. 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生・・・・・・・・ 6
11. 振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る
重要な事項についての決定等・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

12. その他機構が別に定める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

内 容	備 考
<p>第1 総説</p> <p>1. 本通知要領について 本通知要領では、振替投資信託受益権（ETF）の発行者が、振替投資信託受益権（ETF）の発行（追加設定を行う場合を除きます。）、投資信託約款の変更その他の規則で定める事項について、決定等を行った場合又は当該事項が生じた場合に、その内容を機構に対して通知しなければならないときの具体的な通知方法等を定めています。</p> <p>2. 通知方法 振替投資信託受益権（ETF）の発行者の決定等の通知は、Target 保振サイトを用いて行ってください。Target 保振サイトによる具体的な通知方法は、以下の二つです。</p> <p>（1）開示資料の代用による通知 適時開示資料の記載対象となる内容については、適時開示を行い、Target 保振サイトの書類提出画面の備考欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載する方法により、機構に対し通知いただくことが可能です。なお、書類提出画面から開示資料をアップロードいただいても構いません。</p> <p>（2）所定の書式の提出による通知 適時開示資料の記載対象とならない内容については、機構が定める所定の書式に通知内容を記載した上でPDF化し、当該PDFファイルを添付し通知してください。所定の書式は、機構のホームページから取得できます。</p> <p>なお、Target 保振サイトへのログインは、振替投資信託受益権（ETF）の発行者として付与されたTarget ID（LCで始まるID）により行ってください。</p> <p>3. 通知すべき時期 （1）適時開示等の対象となる通知事項 適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、適時開示又</p>	<p>※ 「株式等の振替に関する業務規程」第12条第1項、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」第6条及び「株式等振替制度に係る業務処理要領」第1章第2節をご参照ください。</p> <p>※ 所定の書式に開示資料の標題及び開示日時を記載して通知いただくことも可能です（書式に開示資料について記載する項目がない場合には、「添付書類等」の欄に記載してください。）。</p> <p>※ 複数の振替投資信託受益権（ETF）について、同一の内容の通知を行う場合には、通知書式「複数銘柄に係る通知」（ST97-64）の利用が可能です。</p> <p>※ 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名の変更の通知の場合には、振替投資信託受益権（ETF）の発行者以外の参加形態において付与されたTarget ID（UGで始まるID）により行ってください（詳細は、第2の7. 参照）。</p> <p>※ 特段の事情等により機構に対し速やかな通</p>

内 容	備 考
<p>は法定公告後、速やかに通知してください。</p> <p>(2) 適時開示等の対象とならない通知事項 適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、決定等を行った後又は当該通知事項が生じた後、速やかに通知してください。</p> <p>4. 通知の変更・訂正・取消し (1) 通知事項の変更又は訂正 機構に対し通知した事項について、変更又は訂正を行う場合には、速やかに、所定の書式に、変更又は訂正の内容を記載して通知してください。</p> <p>(2) 通知事項の取消し 機構に対し通知した事項について、取消しを行う場合には、速やかに、所定の書式に、取消しを行う旨を記載して通知してください。</p> <p>5. Target 保振サイトによる通知の責任 Target 保振サイトにより通知する内容については、通知を行った振替投資信託受益権 (E T F) の発行者の責任となります。 Target ID の悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。</p> <p>6. 障害発生時の取扱い 通信回線又は Target システムの障害により、Target 保振サイトによる通知ができない場合には、障害復旧までの間、Fax 又は書面による一時的な通知が必要となります。一時的な通知を行った場合には、障害復旧後、改めて Target 保振サイトによる通知が必要となります。</p>	<p>知が困難な場合には、事前にご相談ください。</p> <p>※ 通知書式「通知事項の変更・訂正」(ST97-65)</p> <p>※ 通知書式「通知事項の取消し」(ST97-66)</p>
<p>第2 振替投資信託受益権 (E T F) の発行者の通知事項</p> <p>1. 振替投資信託受益権 (E T F) の発行 振替投資信託受益権 (E T F) の発行 (追加設定を行う場合を除きます。) を決定した場合には、原則として金融商品取引所が上場承認を公表した日に、所定の書式に必要事項を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「新規取扱銘柄の発行」となります。)</p> <p>① 振替投資信託受益権 (E T F) の新規発行</p> <p>② 投資信託約款</p> <p>③ 銘柄情報通知フォーマット</p>	<p>※ 通知書式「振替投資信託受益権 (E T F) の新規発行」(ST97-67)</p> <p>※ 通知書式「銘柄情報通知フォーマット」(S T06-02)</p> <p>※ 機構は、「銘柄情報通知フォーマット」の「II 銘柄情報」にご記入いただいた内容を機構のホームページに</p>

内 容	備 考
<p>④ 情報取扱責任者選任届出書兼機構との連絡担当部署及び緊急時連絡用F a x 番号の届出書（機構に対する通知等を他の会社に委託する場合）</p> <p>2. 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡を決定した場合には、当該事項の適時開示後、通知してください。 （Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。）</p> <p>（1）開示資料の代用による通知項目 ① 業務廃止・合併・営業譲渡の日 ② 決定内容</p> <p>（2）添付書類 開示資料</p> <p>3. 振替投資信託受益権（E T F）の併合 振替投資信託受益権（E T F）の併合を決定した場合には、所定の書式に併合の内容を記載し、通知してください。 （Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。）</p> <p>4. 振替投資信託受益権（E T F）の分割 振替投資信託受益権（E T F）の分割を決定した場合には、所定の書式に分割の内容を記載し、通知してください。 （Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。）</p> <p>5. 信託の併合 信託の併合を決定した場合には、所定の書式に併合の内容を記載し、</p>	<p>掲載することにより、当該振替投資信託受益権（E T F）の公示を行います。</p> <p>※ 通知書式「情報取扱責任者選任届出書兼機構との連絡担当部署及び緊急時連絡用F a x 番号の届出書（機構に対する通知等を他の会社に委託する場合）」 （ST99-08-01）</p> <p>※ 振替投資信託受益権（E T F）が TOKYO PR O Market に上場する場合であって、かつ、情報取扱責任者の役職名及び氏名として、発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser の担当者を届け出る場合に限りご提出が必要となります。</p> <p>※ 通知書式「その他」 （ST97-63）</p> <p>※ 通知書式「振替投資信託受益権（E T F）の併合又は分割」 （ST97-69）</p> <p>※ 通知書式「振替投資信託受益権（E T F）の併合又は分割」 （ST97-69）</p> <p>※ 通知書式「信託の併合（E T F）」 （ST97-7</p>

内 容	備 考
<p>通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。)</p>	<p>1)</p>
<p>6. 投資信託約款の変更 投資信託約款の変更を決定した場合には、所定の書式に変更内容を記載し、変更後の投資信託約款 (PDF ファイル) を添付し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「投資信託約款の変更」となります。)</p>	<p>※ 通知書式「投資信託約款の変更」(ST97-60)</p>
<p>7. 振替投資信託受益権 (E T F) に係る議決権を行使することができる受益者を確定させるための日の設定 振替投資信託受益権 (E T F) に係る議決権を行使することができる受益者を確定させるための日を定めた場合には、所定の書式にその内容を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。)</p>	<p>※ 通知書式「議決権を行使することができる受益者を確定させるための日の設定」(ST97-70) ※ 受益者を確定させるための日の 10 営業日前の日までにご通知ください。</p>
<p>8. 届出事項の変更 (1) 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名の変更を決定した場合には、所定の書式にその変更内容を記載し、通知してください。 また、登記後速やかに、添付書類として登記事項証明書を PDF 化し、通知してください。 (Target保振サイトへのログインは、<u>発行者以外の参加形態 (他制度のものも含みます。)</u>において付与されたTarget ID (UGで始まるID)により、行ってください。)</p>	<p>※ 通知書式「共通事項に係る変更届出書」(KY01) ※ 登記事項証明書の原本の機構への郵送は不要です。 ※ (1) の届出に係る Target ID は、振替投資信託受益権 (E T F) の発行者として付与された Target ID (LC で始まる ID) とは別の ID となります。</p>
<p>以下の (2) から (11) までの事項について変更を決定した場合には、所定の書式に変更内容を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「届出事項の変更」となります。)</p>	
<p>(2) 計算期間終了日</p>	<p>※ 通知書式「届出事項変更 (計算期間終了日の変更)」(ST97-61-05)</p>
<p>(3) 受託会社</p>	<p>※ 通知書式「届出事項変更 (受託会社の変更)」(ST97-61-06)</p>
<p>(4) 受益者名簿管理人</p>	<p>※ 通知書式 届出事項変更 (受益者名簿管理</p>

内 容	備 考
(5) 売買単位	人の変更)」(ST91-61-12)
(6) 販売会社	※ 通知書式「届出事項変更(売買単位の変更)」(ST97-61-07)
(7) 情報取扱責任者【部署及び連絡先の変更を含む。】	※ 通知書式「届出事項変更(販売会社の追加又は指定取消)」(ST97-61-08)
(8) 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止	※ 通知書式「届出事項変更(情報取扱責任者等の変更)」(ST97-61-09)
(9) ゆうちょ銀行の口座に係る振込指定の可否	※ 通知書式「届出事項変更(上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止)」(ST97-61-10)
(10) 調整投資信託受益権口数(発行者分端数)の記録先口座	※ 通知書式「届出事項変更(ゆうちょ口座への振込指定)」(ST97-61-11)
(11) その他	※ 変更日の2営業日前の日までに御通知ください。
9. 償還	※ 通知書式「届出事項変更(調整投資信託受益権口数(発行者分端数)の記録先口座の変更)」(ST97-61-13)
振替投資信託受益権(E T F)の償還を決定した場合には、所定の書式に償還の内容を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)	※ 通知書式「その他」(ST97-63)
10. 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生	※ 通知書式「上場廃止の原因となる事実の発生等(E T F)」(ST97-72)
金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、当該事実に係る適時開示後、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)	※ 通知書式「上場廃止の原因となる事実の発生等(E T F)」(ST97-72)
11. 振替投資信託受益権(E T F)に関する権利等に係る重要な事項についての決定	※ 通知書式「振替投資信託受益権(E T F)に関する権利等に係る重要な事項についての決定」(ST97-62)
1. から 10. までに掲げる場合を除いて、振替投資信託受益権(E T F)に関する権利等に係る重要な事項についての決定を行ったときは、所定の書式にその内容を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)	

内 容	備 考
<p>12. その他機構が別に定める場合</p> <p>1. から 11. までに掲げる場合を除いて、機構が別に定める場合に該当するときは、所定の書式にその内容を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p>	<p>※ 通知書式「その他」 (ST97-63)</p>

以 上